

令和6年4月

高等教育修学支援新制度「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」(継続願)の提出について

令和6年3月31日付けにて文部科学省より本制度の事務処理要領の改訂通知があり、令和6年4月より標記継続願の提出が不要となりました。今後、支援の継続を希望される方は、給付型奨学金の在籍報告(4月・10月)を行ってください。

令和6年3月に本制度対象の希望者から標記継続願の提出を頂きお手数をお掛けいたしました。この度の変更につきましてご理解賜りますようお願い申し上げます。